



五周年記念  
特 集 号

— 商法改悪反対運動に関連して —

日税連の体制変化に動じることな  
く我々の主体的一貫性は貫ぬいた

会 長 村 田 昭



全国青年税理士連盟は五周年を  
迎え、そして終ろうとしている。

組織の成長過程からみると一つの  
区切りと考えられるし、組織的に  
反省して見る必要がある、この反  
省の結果を基にして次期以降の成  
長へと結びつける必要がある。

商法改正問題が大きな活動であ  
ったが、特に今年度は国会日程必  
至は衆目のみるところであり、又  
日税連では溝田体制から木村体制  
への変化が起り、これは、いわゆ

る商法改悪反対が妥協か内部不  
統一をもたらし、九州の地から  
交代劇であったし、九州の地から  
初めて日税連会長誕生となり、全  
国の税理士の話となり、一般的  
には、商法は妥協の方向へと進む  
であろうとの不安が大であったこ  
とは事実であったし、私自身が地  
方に行つて青年税理士と対話した  
際にも、そのような声が数多く耳  
に入った。

全国青税連は、今年度の出発点  
からこの問題に直面し、考えもし  
悩んだりもした。

私は全国青税連活動は日税連を  
とびこえた次元での活動はするべ  
きでなく、あくまでも日税連に対

し主張すべきことは主張  
し、日税連が対外的にも正式  
の機関であるので、日税連を  
動かす様な努力をするべきと  
の一貫した基本方針をもって  
いたので、例えば日税連の体制  
が変化しても、我々の態度は  
変えるべきでないと考えた。

日税連対策としては全くの白紙  
から第一歩から出発しなければな  
らない立場に追い込まれてしま  
私としては木村日税連会長とその  
ブレインに対して、全国青税連に  
対する正しい認識をもってもら  
うことが先決と判断し、これに失敗  
すると今後の活動が自己満足的な  
ものと化し、商法改悪反対運動も  
主張はしても失敗に終ると考え、  
広報部主催の木村会長・北川商対  
担当副会長との二つの対談を突破  
口として、これに全てをかけた。

前半期に於て我々とのパイプを結  
び、ある程度の認識をもってもら  
い、これをバックとして後半期に  
商法改悪運動には全力を投入する  
方針であった。

私は「溝田会長の時代には、全  
国青税連は動けたが、木村会長に  
なつてからは動けないじゃないか  
日税連の体制が変化したら、何も  
出来ないじゃないか」という会員  
の批判が起れば、全国青税連の存

在その  
論すれば「今年度は前半期が勝負  
であった。今年度は六ヶ月が勝負  
であった。」と考えた。

思い起すに対談内容を全てテー  
プにとり、徹夜して文章化し、両  
先生に補正を願ひ、両先生とも、  
忙しい会務をさいて、その場で校  
正をされたが、何かしら心の通じ  
るものを感じた。純粋な気持をも  
って誠心誠意、相手の立場を理解  
して、正は正なりと良識をもって  
接すれば、通じるものが必ずある  
ものである。

一連の対談は朝日副会長とも行  
う予定で了承をとつてあったが、  
これは実現をみるに至らなかつ  
た。

今にして云えることは、その後  
要望書なり意見書を日税連に提出  
し回答を得たが、これとても無視  
される状態であったが、北川副会  
長の努力と理解によつて変則的  
ではあったが、日税連専務理事取  
名で回答をえて会務運営上の参考  
としたし、会報を通じて会員に流  
した。

後半期はこれらをバックとして  
商法改悪反対運動に全力をつくし  
今回は、一般会計とは同じ資金  
カンパを全会員の協力を得て二万  
有餘の全ての税理士に意見書と檄

文を送付して、改悪の本質を判り  
やすく訴えた。一般の全ての税理  
士に訴える方法は、全国青税連と  
しては初めての企画と実行であつ  
たが、日税連の正副会長会に對し  
て無言の聲として相当の影響があ  
つたし、「日税連がするべきこと  
を全国青税連が肩替りした」との  
意見も聞かれたのである。

一回のチャンスも、より効果的  
にしたいと思ひ日税連の動きをみ  
つつ二月十日に実行したのであ  
る。資金カンパの収納状況が一割  
強の段階で実行したので一般会計  
からの振替、送料分の借入金充当  
など資金的に困つたが、目的通り  
カンパも集り、会員各位のご協力  
には深く感謝する次第です。

今回は思いもかけず上程阻止が  
できたが、何はともあれ二・二二  
大会を成功させたことであり、日  
税連正副会長会にあつては、北川  
副会長の会員世論をバックにした  
経験ある説得があつたこと、木村  
会長が、はっきり改悪の本質を認  
識されたことである。

いつの日だったか、北川副会長  
から電話をもらひ「お互いに命を  
かけてやろう」と話しをしたこと  
があるが、最後まで信じあえるこ  
とが出来たのは幸の一字である。

日本税理士会連合会  
会長 木村 清孝

全国青年税理士連盟が創立五周年を迎えられたことに對しここに心から祝意を表します。

青年税理士各位が、既成概念にとらわれず、常に清新な角度からまた真摯な態度をもって税理士業界が当面する諸問題に取り組み、傾聴に値する意見を發表されつつありますことに私は日ごろ深い敬意を払っておるものであります。

全国青年税理士連盟が今日の確固たる地歩を築かれたことも、このような絶えざる研鑽と努力の積重ねの結果であることは申すまでもありません。

わが税理士業界もようやく新旧世代の交代期にさしかかってきていると思われまふ。このような時期に創立五周年を迎えられたことはまことに意義深く、次代の税理士業界を背負って立つ青年税理士各位のさらに一層のご健闘をこの機会に切望する次第であります。

名古屋税理士会

会長 北川 孝

全国青税連が創立五周年を迎えられたことにちゅう心よりお祝いを申しあげます。

その間、たゆまない研究とたくましい行動力をもって税理士会をリードされ、とくに商法改悪反対運動に示された成果と、税理士法改正における理論完成は、貴連盟の面目をいかに高く輝かせられたものと思ひます。

東海税理士会

会長 高野 芳信

全国青年税理士連盟が結成五周年を迎えいよいよ御発展の赴に對し心からお祝い申し上げます。

貴会は極めて困難な試験を通して年代を同じくする青年税理士が相寄り、相扶け、切磋琢磨し、青年としての理想をかかげ新鮮さをもち、且つ中庸にして穩健、よく

全国青年税理士連盟  
創立五周年を祝う

社会的視野に立つて業界、引いては我が国税務行政に對しおしみなく努力されたことに深甚なる敬意を表します。

私は各位の理想にのみ偏せず、現実に流される、なく、青年と

しての力を引続き業界へ賜りますことを望んで止みません。以上簡単であります。御発展を祝しお祝いの詞といたします。

東北税理士会

会長 松本 金久

全国青年税理士連盟が、創立五周年を迎えられたことはまことに御同慶の至りで、心からお祝い申し上げます。

若さは何にも増して強味であり、活躍の原動力でもあります。全国青税連がこの若い力を結集して、たくましく運営されて来たことはまことにたのしい限りです

現在税理士並びに税理士会が置かれてゐる環境は、けつして好ましいものではなく、むしろ将来への不安さなましとします。この

全国專業税理士協議会

会長 釜江 成雄

全国青税連のみなさん、創立五周年を迎え、おめでとうございませう。今年は青年の純真なエネルギーが爆発し、行動する年だと思ひます。

税理士業界をとりまく環境は、それを誘発するほど、あまりにも多事多難であります。

商法改正問題・税理士法改正問題ならびに付加価値税問題等、昔年からの問題が山積し、政府に對しても、又私達税理士にとつても解決すべき問題をかかえています。

今年こそ、税理士が納税者の付託に答えられるか、どうか、の二者選択の年になることだと思ひます。全国青税連のみなさん、五歳(五周年)になつた組織の力と若人の情熱で、私達税理士の尖兵として活躍してください。

全国婦人税理士連盟

会長 福森 寿子

「青年よ純粋で逞しくあれ!」全国青税連の皆さん! おめでとう先ず! 素晴らしい飛躍ご発展に心から敬意を表します。

本年、多難な年を迎えまし

(一面下段より)  
我々としては、巨額の資金カンパを考えたけれども、考えた時点では、妥協の方向に進むだろうしこれを何んとか、くい止めようと思つたが、もし失敗に終つたら、カンパの取納も悪いと判断し、上程阻止が出来た時は、実感がわいてこなかったし、思いもかけぬ成果であつた。

しかし、今回の商法改正に關する過程から出てきた問題点、即ち税理士監査人論・監査制度分離論税理士法との取引論が審議過程で表面化したのが来期は、これらとともに全国青税連はぶつかることにならう。せつかく商人擁護、中小企業擁護という大きなそして高い次元での運動を考えこれを基本方針としていたが、一步誤ると職域論争化する危険もある。これらの問題点と付加価値税導入の前提に考えられる三十二条の記帳義務の制度化をどうとらえていくべきか、来期予測される条件を現実としてとらえ、我々、全国青税連はいかに対処していくか、大きな問題として残されてしまつた。

た。明日の税理士業界を背負う、又私達の最も親愛なる友好団体であり生氣瀲灩とした若人に、期待す

ること大であります。永年の歳月を費し審議を重ね又行動を続けてきた諸問題も、愈々本年こそは、その解決と目的完遂の年なのです。進路を見誤ることなくエネルギーにシユな情熱と純粋な精神力と、正しい行動力が必要なのです。未来の輝しい、そして健全な税理士業界樹立のために、種々な障害も予想されますが、目的に向って自信と誇りをもって前進して下さい。そして共に、手に手を携えて一段と努力することを誓おうではありませんか。

光蔭矢の如しとか、全国青税連も創立以来本年十月をもって五周年を迎えようとしている。それは、短く、激動の歲月であったと云えよう。真に納税者の事を考え、税理士制度の発展を願う者にとって、一日として心の休まる日はなかった。その激流の中で、我々は、正しい理論的根拠を持つ政策を掲げ、その政策実現のために良識と勇気をもって昼夜を分たす努力を重ねてきた。

その日常活動を支える我々の組織も、当初は東京・大阪・名古屋の青年税理士を中心として結成さ

全国青年税理士連盟  
元会長 前田 宣久

全国青税連発足五周年を迎え、会員の皆様と共に喜びを申し上げます。

弁天島の一隅で全国組織の必要性を論じ夜を徹したのも今にして懐しさを感ずるのも私一人ではなからうと思ひます。

「昭和四十二年十月二十日」  
全国青税連創立の日であり、今後の発展と歴史の重なる度により深く刻み込まれる日となつて欲し

れていたが、その後、神奈川、鹿児島、埼玉にも青年税理士の団体が結成され、個人加入会員を加えると南は九州から北は北海道まで千五百名に近い強力な組織へと発展して来た。税理士会の中でも、最も純粋な理論をもち、在野性を堅持した良識ある日常活動は、会の内外からも多大な期待を寄せられるに至つてゐる。

# 主張 創立五周年に際して

いと念じております。我々の置かれる環境は常に何らかの問題を抱えており、対処するに迅速を要求される昨今の状況にあつては理論的決断と行動力が必要とされるものであります。

目下の問題点である五十条問題についても税理士法の改正に連なるものであり、税理士制度の社会的認識を改めるためにも積極的な活動が望まれるのであります。

若い世代の声が反響できる会こそ発展するものであり、これを望んで私の代表幹事任中は基礎作

はない。連盟の目的の第一に掲げている「税理士制度の発展強化」は、納税者の権利擁護をその主柱としており、日税連二万数千会員の支持をも充分得られるものであ

りを、に励んできましたが現在既に組織の拡大期に入つており種々の運動を通じて会員の認識を得られるよう期待しております。幸いにして現執行部の活動は敬服に値するものであり全国各地に青税連単位会の誕生を見ており五年にして今日の姿になるとは予想もしていなかつた発展ぶりであります。

願わくば今後の運動展開について会員の十分な意志と共に税理士会百年の基礎を確立すべく御活躍されるよう祈念しております。

陸だけに没頭していられる環境ではないことも強く認識しなければならぬ。

いくということではなくて、現在の組織自体を強化していくことも忘れてはならない。税理士法改正・商法改悪阻止・付加価値税導入反対など税理士をめぐる諸情勢は厳

## ニュース

○村田会長は五月二十一日、私的事故の為、左上腕骨々折、頸部捻挫で約二カ月の安静加療を要することとなり自宅で休養している。

○村田会長は四月二十六日、名古屋で開催された正副会長協議会の席上、全出席者に辞任理由書を配付して、完全辞任の意見表明を行った。

これらに対処していく我々の政策と行動の両面において、会員間で悲劇的な断絶や分裂を生じない様に組織討議を重ねて青税意識を向上させていく必要がある。我々は、研究も親睦も決して軽視するものではないが、研究と親睦だけに没頭していられる環境ではないことも強く認識しなければならぬ。税理士制度の発展は望むが、自らはその運動に参加しないという傍観者の立場は同じ仲間としてとるべき態度ではない。そうした基盤に立つ良識の結晶ともいふべき青税意識の強化が、日税連を動かす、国会にも影響を与え、将来において我々に輝かしい勝利をもたらす前提条件なのである。五周年というひとつの節を迎えるに際し、より一層の団結を示し、税理士制度発展の先頭に立つていく。

(大青税) 芦田 照夫

税務当局の行政方針の一環に乗せられた、会の自主性の全く存しない「小企業対策」は、特別試験制度のエスカレーターの過程と同様に、今一つの既成事実として、税理士制度の歴史の中の禍根となりつつある。会の社会性と自主性にもとずく、真に零細業者に救済の手を差しのべる対策を、全国的視野から、全国青税の組織と情熱をもって抜本的解決の突破口を切開かれんことを切望する。

(浜松) 伊藤 啓三

青税は、勧誘されるものではなく、参加し行動する会である。

地方会員の諸兄！入会のメリットを坐して待つのではなく、行動に参加し、自らの手で明日を作ろう。

(浜松) 内山 隆司

青年は悩み、期待し明日に向って生きていく。全国青税連は青年の願望を背負い、同志を増し、全国税理士の為、中小企業の為、日税連、税政連を強化し、心臓部となれ。

(神奈川) 内田 英一

十年後の全国青税を支えるであろう大切な人材(登録を済ませたばかりで開業後、日の浅い人や勤務している人達)に対し会費負担

の軽減免除の処置を提唱する。

(名古屋) 円角 陽生

吾々は若い。未だ残りが20年も30年もある。現在の儘の先生と云われて喰ってゆく自信があるか？世はそれを許してくれると思つるか、20年も30年も生き残らねばならぬ吾々若き税理士よ、〃氣構え〃を持とう、そう一九となつて、〃日和み〃では何にも出来な、吾々が世間の片隅みに忘れられる日の来ぬうちに……

(福岡) 岡部 敦

初心忘るべからず。常に新鮮な氣持で現状を分析し、歩一歩前進しよう。全国組織を強化し、税理士の地位向上の原動力となろう。

(東京) 押久保 晋

過去の五年を振り返ることも大切であるが、五年十年先を考えて、その理想実現のために青年税理士の力を結集して邁進しよう。

(東京) 大久保光男

税理士のあるべき姿を制度として確立し、社会が期待する税理士となるため、五年間の反省を糧として明日の全国青税の活動に一人でも多く参加し自らの力で目的を遂げよう。

(佐賀) 川原 武夫

全国青税連は、我々税理士が将来にむかって大いに飛躍する母体となり、着実な歩みの上に立って今後会員の増加をはかると共に、大いに研鑽、親睦をはかりましょ

(長野) 瀬戸 清明

全国青年税理士連盟五周年記念おめでとうございます。同志的結合をもって組織人としての意識の高揚を計り未来ある業界発展のために、若い力を結集して次なる五年に向つて情熱をもって挑もうではありませんか。

(東京) 関本 秀治

全国青年税理士連盟は、商法、税理士法等の重要問題については理論面でも、実践面でも常に先頭になつて来ました。今後もぜひそのうあつてもらいたいと思います。

(盛岡) 高橋 勲

青税連も発足以来五周年を迎えたと云うことですが、多様化する世の中で、吾々のおかれている環境も決して楽観出来得る状態ではありません。其処でこれからの活動について考えられることは、只戦うばかりでなく、時には妥協も

必要ではないかと思ひます。即ち名を捨てて実をとる。しよせん民主主義とは最大多数の最大公約数なのでから……こんな考え方は如何でしよう。

(経理部長) 中谷 俊文

全国青税は創立五周年を迎え堅実に発展しました。特に本年度より広報活動に期待するところが多くこれに伴う資金が要請されますので絶大のご協力をお願いします

(神奈川) 中尾 昭一

税理士法等業界に難問が山積する七〇年代初期に全国青税五周年とは力強い。過去の実績ある行動を基盤として全会員が実現を渴望する税理士像確立と業界民主化のため責任ある健全な批判、創造力を縦横に駆使し、国民のための税理士制度確立に心血を注ぐべく、全青年を喚起し、組織拡大の折伏活動を展開するべく要望したい。

(大青税) 中居 朝夫

全国青税の名実共の成長発展を喜ぶ。業界の中核として一段と飛躍するため次の二点を提言したい

1 全国単位会に青税組織の確立を。

2 財 針の早急なる確立を。

(東京) 永田 孝男

まだまだ組織的に弱いと思う。これからの税理士の評価が一に我々青年税理士の双肩にかかっていると考へる時、やはり全国青税の存在は不可欠だ。それもただ在るのではなく強い組織の上に在る堂々たる全国青税として。

(福井) 西野 剛

日常の仕事を見ると税務指導及び申告は勿論主たる業務ではあるが、実際には会社の経理体系の改善、経営相談の比重が極めて大きい。日常の指導の中に税法上の判断が折り返まれて行くから、申告は機械的作業に過ぎない。「税理士」の名称が、一般に与える感じとは多少仕事の内容が違うのでもっと良い名称はないものかと思

(名古屋) 杉浦 正康

全国青税連の活動が税理士業界の内外に与えている有形無形の影響力の度合いは、その時どきの現役役員が考えているよりもはるかに巨大だったのでないだろう

(鹿児島) 前田 哲郎

税理士登録数二万五千名中試験合格者八千名。青税連総数千五百名。五周年記念に際し皆の力で倍増したい。役員の方達の努力に感

創立五周年記念に際して一言

謝し、微力ながらその努力に報いたい。

(諏訪) 宮沢 正寿

税理士の職責について今更認識することもないが、現代社会において税理士の社会的地位はある程度認められつつあるも法的にはその権限は極めて低い。商法改正問題税理士法改正問題いづれも真に税理士の立場になっての法律改正を勝ちとらなければならぬ、ここに全国青税連五周年を迎へ、さらに組織強化を計り、明るい納税思想の高揚のために頑張ろう。

(久留米) 森山 積

税理士の将来を心配するあまりか？青年税理士連盟や専業税理士協議会等の如く組織の多様化が目立ち始めている。これは力の半減を意味する。今こそ大団結のもとに若い力を結集し来るべき法改正に対処しようではないか！



我国に於ける。由来は、七世紀ごろ飛鳥時代の大陸伝来の伎楽面がその嚆矢となるやに聞き及んでいる。この伎楽面は一見怪異な風貌をもつアリア人、黑人系統の面相であり、崑崙に見られるが如きこのような異相の面が舞楽等に使用されつつ平安時代に至って舞楽面として完成され、有名な蘭陵王などはその代表的なものであろう。これらの渡来面を基礎として、室町時代の純日本の能面の出現をみるに至ったようである

### 面(めん)

名古屋 各務重則

私も当初は面に関しての系統的な観察をしていたわけではなく、裝飾的、骨董趣味的な気持で眺めていたのであるが、人類の歴史が刻まれているが如き「面」との対座を数重ねる毎に、その持つてあるやしげな魅力の囚になったと云えよう。

奈良薬師寺の裏に日本一の面作りとの評判高い石津賀一郎(玉仙)氏の工房が在る。氏の作品は伎楽、舞楽の面のみ限定されず仏像その他の立体像にまで及び、帛費補助を受けながらの制作に励む氏との対話は、名人気質まる出しの素朴な面作りへの気魄に吸い込まれるような心持ちで、いつしか時の過ぎるのも忘れてしまう程である。

氏制作面は、端的に表現すれば国宝面との対話によって生まれると云える。

「税理士法改正20億資金」積立運動実施される。全国に先がけて神奈川青年税理士クラブにより——税理士クラブにより——税理士法改正の理論面の結論は一応の成果を得たが、この具体的改正運動には多大な困難が予想されることは、昨今の政府答弁からも、充分にうかがい知るところである。

日税連は、法改正の具体的運動に、未だとり組んでいないが、ただちに、議員立法による改正運動を具体化しなければならぬ。神奈川青年税理士クラブでは、このような時期に、いち早く、実質的な具体的な一面として、法改正の資金的裏付けとしての20億資金積立運動を実施したのである。四十七年二月から積立を始め現在、四十数名の青税会員の積立がされているが、このほかに、東京地方会横濱中央部会でも同趣旨の積立が実施され数十名の有志による積立が行われている。

### 私の趣味

趣味とも云えず、云わばなんとなくやっているのが私のサッカーである。

踏む。メンバーは子供の学校の父兄で職業も年令もバラバラ、しかも若くないことは事実である。

開始十分もすれば目に汗がしみ思わずボールを見失なう。終ってのビールの一杯は誠に甘露、併せて安上りの健康管理方法として青税連の方々に最適のスポーツと思う。五十年代になるまではゴルフよりサッカーをおすすめする次第。

### サッカー

東京 大久保光男

何も釜本ばりのプレーが出来なくとも、偶には快心のシュートが出来ればよいということで、月二回、臨時に或は定期的対抗試合が近いときは毎週グラウンドの土を

することになるのか、とにかく元日からボールを蹴ろうと言いだすからおして知るべしである。試合

全国の青年税理士の各グループからも、同様な積立運動の計画がされることを希望する。

五周年記念紙と座談会

全国青税連の

過去・現在・未来について

全国青税連は、創立五周年を迎え名実ともに全国的組織となってきました。広報部は、広く会員の声を聞くため、全国各地から紙上参加形式による座談会を開催しました。

座談会出席者は次の方々です。

- 吉田 平八郎 (高知) (敬称略、発言順)
- 奈良 慶吉 (青森)
- 伊藤 啓三 (浜松)
- 住野 和彦 (大阪)
- 内山 隆司 (浜松)
- 谷本 宏 (帯広)
- 西川 宏 (盛岡)
- 斎藤 清輝 (福井)
- 原 昭三 (伊東)
- 森山 積 (久留米)
- 杉浦 正康 (名古屋)
- 浜 今朝男 (諏訪)
- 望月 宗敬 (松本)
- 大淵 新一郎 (新潟)
- 小松 昭喜 (延岡)

司会 吉原広報部長

司会 本日はどうも有難うござい

ました。全国青税連の過去・現在・未来について、忌憚のない意見を聞かせ下さい。

先ず本連盟の規約では、年令制限を定めておりませんがこの点は如何でしょうか。

吉田 精神的な年令制限でよいと思います。つまり青年税理士としての責務を深く認識した者ならば老令でも会員としての資格があると思います。



奈良 君

奈良 結論をいいますと、年令制限を明確にすべきだと思います。

青年税理士連盟というからには青年税理士とはどの範囲までをいうのか、具体的に規約にうたうべきではないでしょうか。

精神的若さがあれば、五十才でも六十才でも青年ですとよく云われますが、精神面イコール青年税理士としての、(若々しく社

会に反応する知・情・意)とは思われません。世代の交替は決して悪いことではなく、むしろ常に新陳代謝が行われた清風流れる連盟となるのではないのでしょうか。

司会 ご意見がわかりましたが、伊藤さん、如何ですか。



伊藤 君

伊藤 青税に年令は関係ないと思います。年令云々は、東大何年卒といった官僚的発想からきます。

暦の上での年令は指折り数える数値に過ぎません。精神的・体力的に躍動する能力は、暦とは無関係です。「青年」とは「明日に向かって行動する者」を云います。潑刺とした未来に対する展望と行動力を持つ者こそ、青税の会員たるべきです。年齢とは関係ない管で

住野 英智と勇気を特性とする青年の組織である以上、年令制限を設けて常に新陳代謝を図ることが組織の発展にも通じるのではないのでしょうか。

司会 貴重なご意見有難うございました。この問題は組織拡大の上

からも重要であり、よく検討することにしてしましよう。次に会費は月額百円ですが、これについて一言お願いします。



内山 君

内山 百円では活潑な運動は出来難いと思います。大巾な増額案を検討してはどうですか。



谷本 君

谷本 会費月額百円では毎月の通信費にも満たない額で、特定のどなたかに無理な負担をかけている様な気がしてなりません。せめて月額五百円位は、とって載かないと本部にすまないと思います。



西川 君

西川 月額百円というのは、

組織拡大と広報活動にも関連する問題ですが、余りにも現実の物価高の世の中では、デノミでも青税連がやっているのではないかと、という錯覚さえ感じます。会費の安いことは青税連の特色と云えばそれまでですが、逆に月額百円程度の活動しか出来ないのではないかと、という点につながると思うのです。私は会費は月額千円位でもよいと思います。現在の会費で百パーセント以上の活動をしている青税連の姿を見るのが忍び難い位です。会費月額千円位にして、全国青税連の会報を出来るだけ多くの税理士会員や関係機関に送付して青税連の意見を主張していったら良いと考えています。それは組織拡大と広報活動に大きく結びつく点だと思えます。

斎藤 個人加入会員が増加し、その組織力が強化されつつありますが、いまま少し財政面が貧弱です。ね。充分な活動をするためには会費の値上げは止むを得ないと思います。

原 過去の東京税理士会館での本年度第一回理事会で、理事会の開催回数が増えましたが、出席の場合の旅費負担の問題から回数がある程度、限定されるとのことでした。現状では連盟から一切支



原 君

給されていないのは周知の通りです。連盟の財政の現状では無理とは思いますが、理事諸君は貴重な時間をさき、私費で各地から出席する訳で労力は勿論、相当な経済的負担もしています。従って、或程度の旅費の補助は当然、連盟がすべきだと思います。

この事ひとつをみても、現行会費は少なすぎるのではないでしょう。規約第十五条では、本会の経費は会費・寄付金・その他の収入をもって支弁する。とあります。収入の大部分は会費です。とすれば、収入の確保が第一であり、会費は早急に増額すべきだと思います。

一般には様々な組合・会など多数の団体がありますが、本連盟の如く会費月額百円というのは、私の知る限り殆どありません。

本年度事業方針の中に、広報活動の推進がありますが、これも広報部諸君の労力と経済的負担があり発行されているのでしよう。我々会員は広報紙により、何らかの

利益を受けている。良いのが発行する広報部諸君のご苦勞は並大抵ではないと思います。私も現在部会の広報を担当していますが、人数も極く少ないのですが、それでも大変ですから、さぞや広報部も大変だろうと推察されます。

努力に対しては如何ともし難いでしょうが、せめて経済的負担には何らかの手当を考えるべきだと思います。

何をみても現行会費では、思うに任せず、今後の連盟の積極的な諸活動を推進するためにも、是非会費の増額をされるよう望みます。

また広報部についてもご理解あるお言葉をいただき、感謝にたえません。これを励みとし、今後共より良い会報を作っていくしたいと思います。

いよいよ特別試験の問題に入りますが、税理士法改正でも、特別試験の廃止こそが先決であるという意見が非常に強いようですが、

絶対には廃止しなければなりません。これを実現するだけでも税理士法改正問題は、大きく前進

したと云えると思います。いまだ阪会ではこれについて、違憲訴訟の提起を検討中ですが、全国各地でこれを起す事は広く社会問題化



住野 君

することに成り、大変効果的ではないでしょうか。

内山 絶対に廃止すべきですね。この制度(法附則三〇項)がある限り、税理士の社会的評価・質的向上は出来ません。正に国家試験の冒瀆です。

吉田 特別試験の廃止は、青年税理士の念願ですが、私は税理士法改正において、特別試験の廃止一本に絞ってでも、特別廃止の実現を望みます。

特別の違憲訴訟については、全国青税連も強力に応援し、原告として参加してほしいと思います。

司会 特別試験は絶対に廃止ということに意見が一致しましたね。存続賛成のご意見はないようですね。

次に本連盟の目的について、何かご意見はありませんか。  
住野 「税理士制度の発展強化」

と「平 へび親睦」を同一の次元で捉えることには、若干の疑問があります。個人的には、後者は前者の目的を達成するための手段・方法であると理解しています。

大青税では更に発展させて「納税者の権利擁護」と「租税制度の改善」を加えて、格調高い創造的理念を掲げたいと考えています。

司会 ほかにご意見はありませんか。...ないようですね。この問題は連盟の在り方とも関連する重要な問題ですから、別の場で時間をかけて検討する必要があると思います。次に、商法問題について、適当な線で妥協せよという意見があるようですが、この意見をどう思われますか。

住野 商法問題はですね。単に税理士会だけとか、公認会計士協会だけの問題ではないと思います。

国民的合意に基づくべき問題であると思いますので、妥協とか取引とかは全く次元を異にする問題であって、我々は、これを止めさせるか、又は全く根本的に改めさせるか、それ以外に途はないと考えます。

司会 チェック・シートの問題について一言、言及していただきたいと思いますが。  
住野 チェック・シートの問題は

代理の概念に真向から対立するものがあります。また自己監査は監査ではあり得ません。

一方、自己点検による自己主張だとする意見もありますが、いささか語感に酔っている感じで、所詮、税務行政の下請的品格は否定できません。

司会 商法問題、チェック・シート問題は、まだいろいろのご意見もあろうかと思いますが、次に本連盟の在り方について、皆さんのお考えを伺いたいです。



森 山 君

森山 本来は、税理士会の中に、党中央を設立するが如き組織の中の組織の生い立ちにはナンセンスであります。何故、この組織があれて発足したのか、その理由を考察する必要がありますね。

杉浦 私は創立総会以来、毎年総会に出席し、今は現役の役員もしています。いろいろな人達との交流の中から得た結論として、我が全国青税連の存在自体、及びその活動が、業界の内外に与えてい



る影響方は、我々が想像する以上のものであることに、今更ながら驚かされています。

このことを正しく認識することによって、連盟の在り方に対する結論が、おのずから定まってくると思います。



浜 君

浜 私は全国青税連に個人として加入してから、現在で約一年と数ヶ月になりますが、村田会長を始め、役員の方達が、自分の仕事を削減してまでも、全国青税連活動に努めている姿勢をつぶさに見まして、本連盟は、税理士制度の強化発展には、素晴らしい連盟であると感じました。

何故ならば、本連盟は、青年税理士が、自分の職業を自覚し、社会に貢献し、国家的な繁栄を勝ち得るために、税理士制度の過去・現在・未来を語り合い、青年の立場から、税理士制度のあるべき姿勢を一つに結集出来得る全国的な青年の組織だということが判ったからです。

住野 私も、浜さんのご指摘のと

おり、当初の連絡調整機関から独立の意志主体へ見事に変革した今日の全国青税連の活動は、誠に素晴らしいと思います。

ただ既成の単位連盟の会員の中には、この全国青税連の本質を知らない者が意外に多い事を最近知ってびっくりしました。

もっと、全国青税連のPRを行う必要がありますね。

そうした意味で、本年度広報活動が活発になりつつあることは大変望ましいことです。

若し、それに必要なならば、会費の増額を図って、更に積極的に発展させてほしいですね。

司会 本連盟に対し、有意義なご意見から、更に、広報部に対する貴重なご意見まで、どうも有難うございました。

次に日税連に対し望むことがございまして一言どうぞ。

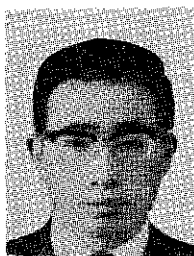
住野 そうですね。それは一口に云って「民主化」の実現につきると思います。

それには、各単位の民主化の達成が絶対の必要条件であり、それには各地の日常の青税活動が大変重要な役割を担う事になると云えますね。

森山 私も同感です。近い将来に我が青税連は、業界の発展推進

の母体となり、全国青税連会員各位も、我が連盟の方針こそは税理士会の未来を担って立つ活動と理解し、日税連の活動と相一致をみた時に、初めて我が連盟は、日税連のパートナーとなり、友情団体となるでしょうし、その日の一日も早からんことを願いますね。

司会 どうも有難うございました。では、この辺で、先程も話題に出ましたので、我が広報活動についてのご意見、又はご批判や苦言などございましたら、お聞かせ願いたいと思います。



望月 君

望月 私は、松本市で開業しております個人加入会員ですので、団体加入地区の会員の皆さんのように、志を同じくする人々との会合の機会に恵まれませんので、常に孤立の中で、不安を感じています。そういった中で、月に一回送付していただく「会報」は、私を元気づけてくれます。

また、この「会報」の内容・情報は、私が納付している会費千二百円以上の栄養剤を与えてくれま

すね。

開業して数ヶ月になりますが、この間にも、何度、自信を失いかけたことか知れません。

でもその度に、「会報」で、私と同じ若い税理士が、各地で頑張っていることを知り、勇気づけられてきました。

今後とも、広報活動は積極的にお願いしたいと思っています。

司会 我々広報も、このようなご意見をお伺いしますと、いつもの苦勞も、どこかへ消え去るような気がします。

望月 更に、もう一言、これはお願いになることかも知れませんが広報の費用として、編集・印刷・送付費用など、実際としては会費以上に費用がかかっているのではないのでしょうか。そう云った面でも、先程の会費の問題に戻ります。やはり月額百円では今後、活動も続けていただくことが不可能になるのではないのでしょうか。

是非、会費の値上げをするように、役員の方々に、ご協議願いたいと思います。

実際、私のような地方の会員はなかなか、東京へ出て来て、積極的に活動に参加することは困難ですので、せめて、自分に出せるだけの、を負担することが、地方

会員の役目だと思っております。

司会 只今の望月さんのお話しや先程の住野さんのご意見などの通り活動資金の不足は、本連盟の重要な問題であろうと思えます。

丁度個人加入者の立場からのご意見がございましたので、ここに更に、個人加入者の立場としての問題点について、話しを進めてみたいと思えます。



斎藤 君

斎藤 そうですね。個人加入会員は、全会員数の約一割で、しかも全国に散在していますね。

これらの各地の未入会者の中には、個人加入は現状では、何かと不利であると考えている人が多いのではないのでしょうか。

大淵 地方での、個人加入会員の現状は、未だ孤立して、孤軍奮闘も相成らずで、全国青税連の会報のみが、唯一の情報源の状態にありますね。

そこで私の考えとしましては、地方会員の活動の場を作る意味もあって、地域別のブロック大会をやり、全国青税連の再確認をし、



純粋なヤングパワーを發揮できるような会務運営の考慮を願いたいと思えますね。

そこに初めて、個人加入会員の意義を見出し、納得し、組織拡大も可能となると思っています。



小松君

小松 先程のお話しにもありましたが、個人加入会員は、どうしても、中央から考えると日本列島の末端にいる会員でしょう。血液と同じ様に、心臓から手足の先端まで刻々と栄養のある血液が流れてくる様な感じの「会報」の活動を期待していますね。

司会 会報が、これ程に、個人加入者の方達に、重視されていることは、我々広報部にとりましても非常にうれしいと同時に、その任務の重大さを痛感する次第ですが、最後に、当面の重要問題である税理士法改正の問題について、お考えになっておられることを一言どうぞ。

森山 私は、税理士は法的には職業会計人ではなく、法律家たるべきだと思えます。

ところが、会計人と自負しており、世間でもこれを認めていますね。

税理士の使命との関連においてこの様に、本質論に軟弱さがみられるのは、その生い立ちに政治色彩があり、資格付与にばらつきがあるからだと思います。

そのような本質的な問題をよく考えるべきだと思います。

中山 私は、税理士法の改正には当然に社会性を考えなくてはならないと思えますが、原則として、税理士のための税理士法に改正すべきではないかと思えます。

司会 まだまだ、お聞きしたいのですが、時間もきましたのでこの辺で打ち切らせていただきます。

大委員長時間にわたり、貴重なご意見を有難うございました。

全国青税連の今後の会務運営上、非常に参考になると思えます。



### 業務改善部の動き

業務改善部長 杉浦 正康

業務改善部の第三回部会は、昭和四十六年十二月十八日名古屋市中区のさくらや旅館に於て村田会長をまじえ七名の出席者の下に開催された。

最初に、第二回部会で作成した業務改善資料第一号たる「決算チェックリスト」についての反響を討議したところ、これを参考にもっと良いものを作ろうという声をはじめおおむねこの種の資料提供

### 活躍する研究部

研究部長 亀田 誠二

八月七日第一回の研究部会を東京にて行う。研究部員の初顔合せ高松、大阪、名古屋、浜松、小田原より、遠路はるばる有難う、友あり遠方より来たる又楽しからずや」の心境、第一回のシンポジウムについて、場所は東京、テーマは付加価値税と決定、各自地元へ持ち帰り、研究に着手する。

十月八日第二回研究部会を京都にて行う。付加価値税研究の経過報告の後、シンポジウムの具体的なプランの作成を行う。即ち五周年記念行事として東京の一般税理士にも参加を呼びかけ付加価値税に

が所期 目的に達したことが確認された。尚わが業務改善部の使命は「決定版」を作成することではなくそれを各税理士諸兄が作成する際の「最良の資料」を提供する事であるという事も再確認した。

今後第一号にひきつづいて作成することにした資料は次のとおりである。

第2号 「税理士事務所の業務改善の方向について」の検討資料(論文形式)

第3号 月次チェックのための「月別調査」

関する資料をできるだけ多く参加者に配付する等々。尚第二回のシンポジウムは四月一五日と決定。

十月二〇日第三回の研究部会を東京で行う。付加価値税に対する関心も日毎に高まり、研究部一同責任の重大なることを自覚する。

シンポジウムも真近となり、大阪と東京の研究者が参加、意見資料の交換を行う。又シンポジウム当日の設営、運営、動員等について詳細な打合せを行う。更に、十月八日の理事会で決定した付加価値税理論小委員会を、シンポジウムの後すみやかに開催し、シンポジウムの成果を全青税意見書としてまとめあげること決定。

第4号 「申告書作成の手順表」  
第5号 「原価把握のための業務日誌」

以上の作成予定にもついで各部員の任務分担を決め、第2号、第3号は若干の手直しをした上すみやかに全会員に配布する手配すること、第4号、第5号は第四回部会に於て確定する事等を決定した。

更に以上の資料提供以外に、当年度中に「事務所運営に関するアンケート」を実施し、会員の業務改善の参考に供することも決定した。

第一回のシンポジウムが開かれた新執行部発足と同時に表面化した付加価値税問題は、次々と野火の如く全国に広がり議論をまきおこした。全国各地の青年税理士がこれを考え、調べ、本質を明らかにする上に、このシンポジウムは大きな力があつたと思う。疑問点は真正面から取りあげ解明してゆく姿こそ、青年税理士のあるべき姿であり、それを全国的規模に拡大して相互の連帯感を深めてゆくところに全青税研究部の大いなる喜びがある。

四月十五日浜松にて「質問検査権」のシンポジウムが開かれ、別稿の通り、非常に有意義な成果をもたらした。

# 「質問検査権」に関する

## シンポジウムが開かれた

去る四月十五日午後一時から、浜松市浜松駅前ビルにおいて、研究部主催の「質問検査権」に関するシンポジウムが開かれた。我々税理士の業務と常に不可分の関係にある税務官吏の質問検査権について、その法的限界、歴史的背景、違法な調査とは何か、これらを守るうえにおいて不可欠であり、定刻の午後一時には、全国各地より折しも降りしきる雨の中を駆けつけた会員で、会場にあてられた大ホールは溢れんばかりの盛況となり、「納税者の権利擁護」を旗印とする我が全国青税連の会員の熱意のほどがうかがわれた。

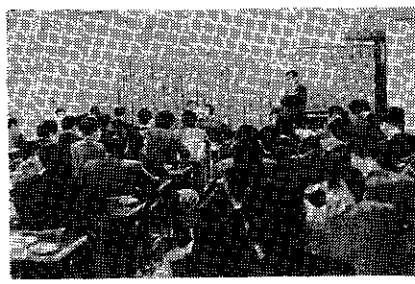
研究部長亀田誠二君の司会で始まり、続いて副会長の矢頭昇君が「本日のシンポジウムは、次の二点において非常に意義がある。先ずシンポジウムを東京、名古屋、大阪の三地区以外の地区で開催するのは初めてであるということ、さらに全国青税連のあらゆる行事で会長が欠席したことも初めてであること。会長は本日山形へ組織拡大運動のため出張しており、いずれも我が全国青税連の組織発展

につながることであり、大変喜ばしいことである。」と挨拶した。引続いて東京、名古屋、大阪より各一名の会員が、あらかじめ与えられたテーマに基づきそれぞれ発表した。

最初に東京の金子圭賢会員は、「質問検査権の沿革とその法的限界」というテーマで、所得税法を中心とした質問検査権の沿革、現行実定租税法上の税務調査の概念、質問検査権の本質、さらに質問検査権の法的限界について発表があり、「質問検査権の行使にあたり納税者の基本的人権、法定手続の保障、租税法正義等これら憲法上の制約こそ尊重されるべきであり、飯塚事件は官僚の憲法感覚の欠除から生じた最たる例である。」と力説された。

続いて名古屋の北林佐一会員より「質問検査権の行使をめぐる二、三の問題」というテーマで、「二年前まで質問検査権を行使する立場にあったので、体験発表という形で行いたい。現況調査は、現在の税務調査の中では最もトラブルが多く、納税者には記帳義務が課せられているの」から、この

際税務当局は現況調査を止めて、真正面より帳簿調査から取り組むべきである。銀行調査については大口脱税事件などでは必ず裏預金問題となっており、無記名定期が制度上存続する限り、又仮名定期と知り乍ら金融機関がそれを受け入れて現状である限り、不遑調査とならない範囲ならば、税の負担公平の見地から徹底して行うべきである。」と発表があった。



シンポジウム会場

最後に大阪の伊藤雅夫会員が、「税務調査と更正処分」の効力について」というテーマで、憲法第三十一条の適正手続の要請を中心に、「申告納税制度のもとでは、第一次的には納税者が納税義務の確定権をもっており、税務官庁の課税処分は第二次的、補充的な地位しか与えられておらず、法定申

告期限前には課税処分を行うことはできない。この法的限界をこえた質問検査権の行使は無効である。又憲法第三十一条の適正手続の趣旨からみて、質問検査権の行使に際しては、具体的な調査の必要性の開示義務が課せられている。」と多くの判例を基礎に発表が行われた。

以上の三人の会員の発表に引続いて、質疑応答に移り、「税務調査の立会人は法的には税理士だけに限定されていないが、これは税理士の職域侵害ではないか。」税務官庁が行う銀行調査はそもそも適法なものであるのか。」の質疑に対して論議が集中し、活潑な質疑応答が繰り返され、結局「調査の立会人は納税者が自らを有利にするために呼ぶもので誰を立会わせるかは納税者の自由であり、いわば納税者の一つの権利である。納税者の立場を中心に考えるべきであり、納税者無くして税理士はありえない。」銀行調査については課税公平の見地からだけではなく、憲法に保障された適正手続が必要であり、法に基づいた調査であるか否か疑問である。」との結論に達した。

一同、時の経過も忘れ、熱心に聞き入り、最後に副会長増田昌弘君の「」の辞をもって散会した。

### ニュース

- ◇一月二十一日◇ 村田会長は広島青年税理士クラブの第一回定期総会に出席のため広島へ。夜、最高幹部との打合せ等を行った。
- ◇一月二十二日◇ 第一回定期総会終了後、約二時間にわたって村田会長の記念講演「全国青税連の動向について」を行い、質疑応答の末、懇親会に参加した。新代表幹事には加賀田五郎組織部副部長が選任された。
- ◇二月十日◇ 二万余の税理士に商法の意見書を配付する際、東京、大阪、名古屋以外の地区に入会申込書を送付した。
- ◇四月十五日、十七日◇ 以前から準備中であった東北出向が具体化し、村田会長、村山副会長、荻野組織部長の三名は、山形(十五日)、岩手(十六日)の青年税理士と商法、臨税、コンピュータ問題を中心に話しあい同時に全国青税連の存在意義について訴えた。
- ◇四月十五日◇ 浜松市でのシンポジウムの後、東海税理士会々長高野先生をはじめ東海会の幹部会員との懇談会を開催した。
- 特に北川名古屋会会長は、村田会長の要請により出席され、有意(十一面最下段へ)

# 政治資金仮払制度を創設しよう

東京 荻野弘康

税理士法改正問題・商法改悪阻止・臨時税理士の資格付与範囲の拡大阻止など・税理士界をめぐる諸情勢は極めて厳しい。

この間、我々は、幾たびか国会陳情デモへの参加など日税連の正しい運動方針は積極的に支援してきた。

国会への働きかけの中で感じたのは、政治は正論だけでは動かない・悪法も金と票があれば作れる・正論を通すにも金と票がいることなどである。

我々は、議会制民主主義を肯定し、その範囲内で活動しようとしているのだから、金と票で成立つ現実の政治原理も無視することはできない。むしろ、積極的に金と票を集めるべきである。

票の方は、我々が日常の業務において、納税者の正当な権利を擁護していくという課程で次第に増えていくだろう。

政治資金を集めることについて、全青税が口火を切るべきである。依って、次の如き提案をした

い。

## ◎政治資金仮払制度の創設

(1)一人当り十万円の政治資金を全国青税連に預託する。

(2)預け入れ、引出しは任意とする。

(3)預託金には、利息をつけない。利息は、全青税の運営資金に充当する。

(4)将来において、日税連(税政連)が、政治資金に関する決議を行なった場合には、本人の同意を得て、これに充当する。

(5)全国青税連は、預託金を銀行預金とし、本人の同意のない元本の引出しは行なわない。

全国青税連のこの制度が導火線となつて、日税連や単位会、税政連などを目覚めさせめさせ、本格的な資金づくりが行なわれることを期待したい。

正論を国会の場で、法律として実現し、税理士の使命を全うさせるため、金と票について真剣に考える時機がやってきたと思う。

## 第五回定時代議員総会に出席を!

七月十六日(日)

豊橋商工会議所にて  
全国青税連第五回定時代議員総会が、次のとおり開催されます。

### ◆代議員総会

日時 七月十六日午後一時  
場所 豊橋商工会議所

### ◆研究会

同日 同会場 午後三時  
テーマ 「税理士の使命とコンピュータ」  
講師 「当連盟副会長 村山利喜君」

### ◆懇親会

日時 同日午後六時半  
場所 伊良湖ビューホテル  
翌十七日(月)は旅行・ゴルフ・マージャン・その他の同好会が行われる予定です。

### 主な会議

◇五月二十七日(土)名古屋  
矢頭副会長の議長で資金カンパ

取納状況報告、第二回正副会長協議会の報告、次期代議員総会の準備等について審議(理事会)

◇五月三・四日(水・木)浜松  
税対開催

◇四月二十六日(水)名古屋  
第二回正副会長協議会開催

席上、村田会長は今限りで完全

(十面最下段より)  
義のうちに終了した。

◇六月三日◇ かねてから村田会長の要請をうけていた村山副会長、浜組織部副部長は着々と長野県青年税理士クラブ結成を進めていたが、創立準備会を松本市で開催した。

村田会長が、商法、税理士法、付加価値税問題、村山副会長がコンピュータ問題を話して、規約審議に入る予定であったが、村田会長が、事故のため欠席することとなり、急に、村山副会長が会長代理を務め、荻野組織部長、寺沢理事が参加して開催された。長野県青年税理士クラブの結成は時間の問題となった。

辞任を表明。会費五割アップ等を検討  
◇四月十五日(土)浜松  
質問検査権についてシンポジウムを開催、初めて地方で開催。同日、税対開催、東海会との懇談会開催。

◇三月十八日(土)東京  
理事会開催。

村山副会長議長、商法改悪反対運動の報告を中心。北川日税連副会長の電報ひろう。

◇二月二十日(日)東京

◇二月十六日(水)東京  
日税連最高幹部に全国青税連最高幹部との懇談会。

第一回正副会長協議会開催。商法問題、臨税問題を中心に審議。日税連に緊急要望書提出を決議。文案は村田会長に一任。

# 全国青年税理士連盟規約

## 昭和四十六年七月十八日改正

**第一条** 本会は全国青年税理士連盟と称する。

**第二条** 本会の目的は、下記の通りとする。

- 一、税理士制度の発展強化
- 一、会員相互の研修及び親睦
- 一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

**第三条**

本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもって組織する。

**2** 前項の団体は会員数二十名以上とする。

**第四条**

本会の事務所は会長がこれを定める。

**第五条**

本会に次の役員をおく。

- 一、会 長 一 名
- 一、副会長 五名以内
- 一、理 事 百名以内

**第六条**

会長に、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、

会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行なう者をも定める。

**第七条**

本会に会計監事五名以内を置く。会計監事は会計を監査し代議員

総合に報告する。

**第八条**

本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

但し、補欠選任者の前任者の残

任期間とする。

**第九条**

本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。会議の招集は会長が行なう。

理事会は役員をもって構成する

定時代議員総会は毎年事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認

めるとき又は代議員の三分の一以

上の者が会議の目的たる事項を示

して請求したときにはこれを招集

しなければならない。

。

**第十条**

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

**第十一条**

代議員の選出方法は別に定めるところによる。

**第十二条**

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

**第十三条**

本会が必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

**第十四条**

本会の事業年度は毎年七月一日に始まり翌年六月三十日までとする。

**第十五条**

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

**第十六条**

前条の会費は、一名につき月額一〇〇円とする。

**第十七条**

本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経て行なう。

**代議員選任規程**

第一条(選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

**第二条(選任の方法及びその数)**

- 1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

**2** 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

**第三条(任期)**

- 代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。
- 但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

**第四条(補充)**

- 代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

# 編集後記

全国青税連創立五周年を祝し、特集号をお届けしました。

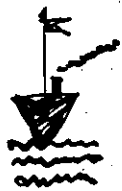
日税連木村会長並びに諸先生の温情あふれるお祝辞を始め、全国会員の方々の声を広く聞くため「紙上座談会」と「創立五周年記念に際して一言」を企画しました

本号は、一月発行の計画でしたが、商法改悪反対運動への全エネルギー結果と、特別会計への予算調整などにより遅延を余儀なくされました。

思えば、新広報部が発足してから一年、戸惑いばかりで会員諸兄のご期待にそえないにも拘らず、数多くのご声援とご寄稿をいただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、皆様の会報として、より一層の充実発展を期したく思います。

(広報部一同)



## 全国青年税理士連盟

東京都目黒区碑文谷  
1丁目19番13号  
電話(03)716-5382  
57563  
税理士 村田昭事務所  
発行人 会長 村田 昭  
編集人 広報部長 吉原啓一  
印刷所 日本経営通信社